

キャッシュカードご利用について

キャッシュカードのお取り扱いについて

最近、キャッシュカードの偽造・盗難により預金が引き出される被害が増えています。くれぐれも被害に遭わないよう、ご注意をお願いいたします。

キャッシュカードの盗難等にご注意下さい。

- キャッシュカードは、預金通帳やお届け印と同様に大切なものですので、厳重に管理して下さい。
- 万一、キャッシュカードが盗まれたり紛失した場合には、ただちに当金庫にご連絡下さい。(下記の「盗難、紛失、偽造などに遭われた時の連絡先」をご覧ください。)
- キャッシュカードを入れた「財布」「バッグ」等をお手元から離さないようにご注意下さい。
- 空き巣や車上盗難等の被害に遭われた時は、磁気データがコピーされている可能性がありますので、キャッシュカードが盗まれていなくても、念のため当金庫にご連絡下さい。
- 支払限度額の引下げは、当金庫ATMから設定できます。

キャッシュカードの暗証番号のお取扱にご注意下さい。

- 暗証番号は、他人に知られないよう十分注意して下さい。
- 「生年月日」「電話番号」「自動車のナンバー」「住所の番地」等、他人から推測されやすい番号を暗証番号とすることは避けて下さい。
- 暗証番号は定期的に変更することをおすすめします。暗証番号の変更は当金庫ATMより簡単に行うことができます。
- ATM(現金自動預払機)等を利用される時は、暗証番号を後ろから盗み見られたいりしないようにご注意下さい。
- 当金庫職員等が、店舗外や電話・メールなどで、キャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合には、ただちに当金庫にご照会下さい。
- キャッシュカードの利用明細票は、お持ち帰りにならないか、他人に見られないように破棄して下さい。

偽造・盗難カード等による被害補償について

平成18年2月10日から「預金者保護法」が施行され、偽造・盗難カード等を用いたATMからの不正な預金払戻し被害について原則、当金庫が補償いたします。ただし、お客さまに「重大な過失」があった場合は偽造・盗難カード被害とも補償されません。また、お客さまに「過失」があった場合は盗難カード被害は75%の補償となります。お客さまにおかれましては日頃のカード管理についてはくれぐれもご注意ください。詳しくはHPをご覧ください。

盗難、紛失、偽造などに遭われた時の連絡先

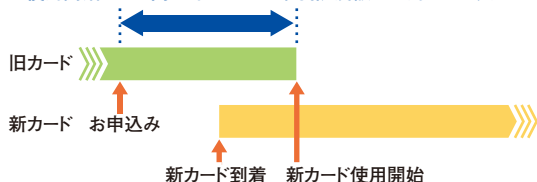
曜 日	受付時間帯	受付先	連絡先
平 日	8:45～17:30	各お取引店	各お取引店 電話番号 (本誌P51～52またはHPをご覧ください)
	上記時間帯 17:30～翌日8:45	信金監視センター	
土曜・日曜・祝日 (ATM稼働日)	0:00～24:00		

Aishin NEWS!

平成20年9月よりICキャッシュカードの取り扱いを開始いたしました。ICキャッシュカードは偽造や変造、不正な読み取りを困難にするICチップを埋め込み、セキュリティを一層強化させたキャッシュカードです。磁気スライプのみを使用した従来のキャッシュカードに比べ、偽造防止に効果があり、ひとまわり大きな安心をプラスして便利にご利用いただけます。

犯罪防止のため、新しくお受け取りのICカードをATM等でご利用いただくと、旧カードは使用できなくなります。

新カード使用開始までの間は、旧カードの取引限度額が適用されます。



当金庫でのICチップによるお取引は、下記マークの表示があるICキャッシュカード対応ATMをご利用下さい。



※新カードご利用後、旧カードは、お取引店の窓口へお渡しいただくか、お客様の責任において処分願います。

